

【声明】

再審を困難にし、無実の人を絶望に突き放す、法制審の再審法に反対する。

2026年2月13日
再審法改正をめざす市民の会

昨日（2月12日）、法制審議会は総会を開き、刑事法（再審関係）部会での約10か月にわたる審議をとりまとめ、法務大臣諮問（2025年3月28日付）に対する答申を採択した。その内容は、検察による証拠隠しの問題や、検察官上訴による救済の遅れといった核心的課題を解決するものにはなっておらず、再審をさらに困難にする危険をはらんでいる。再審法改正をめざす市民の会は、この答申の採択に断固として反対する。

この答申は、そもそも大臣諮問が行われた背景と、改革の緊要性を忘れ去った見当違いのものである。

諮問は次のようにいう。（傍線引用者）

「近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続（再審）が非常救済手続として適切に機能することを確保する」

ここでいう「諸事情」とは、一昨年、半世紀を経て再審無罪が確定した袴田巖氏の死刑冤罪や、やはり再審無罪までに30年以上を費やした福井女子中学生事件、さらには事件から46年たち、その間に3度も再審開始決定を受けながら、請求人が99歳に達した今もまだ、再審が開始されない大崎事件など、顕著な事例だけでも、非常救済手続などと呼ぶには程遠い「諸事情」を意味している。

法制審の答申は、まずこの立法事実を目をふさぐ。40年かかろうが、50年かかろうが、最終的に無罪となったのだから、それでいいじゃないか。再審法は機能しているというのだ。

こうした不当に長期におよぶ再審請求審の元凶となっているのが、検察による無罪方向の証拠の隠蔽、独占であり、証拠開示手続きの不在である。再審請求審で証拠の隠匿、改ざん、ひいては捏造までも暴かれた事例は多い。

答申は、請求もしくは職権で証拠開示を命じる、とあたかも証拠開示が前進するかのごとくにいうが、その実は「再審請求理由に関連する証拠」に限定するという。

再審請求理由は複数あり、その重要性等も審理の進行とともに変化する。請求理由に関連する可否かを誰が決めるのかも含めて、証拠開示に逆に強い縛りをかけ、検察の証拠隠しに理屈づけを与える危険が大きい。

請求審長期化のもう一つの元凶は、いうまでもなく再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められており、検察はそれを野放図に行使しようという欠陥だ。

検察は再審請求においては当事者ではないから、そもそも不服申立権があるのか？という疑問もある。再審が始まってからは自由に立証活動ができるうえに、再審で無罪となっても、さらに控訴もでき、場合によっては上告もできる。通常審、再審ともに三審制が踏襲されている上に、再審請求審にまで検察の上訴権を認めるのは、再審が誤判救済の制度であるという理念を根本から損なうもので、あまりにアンフェアである。裁判所が再度裁判を行う必要性を認めたのだから、それに従うのが当然である。

再審における証拠開示制度、再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止は刑事訴訟法改正の中でもきわめて重要な部分であり、既得の権益や権力が圧倒的に上位の検察が、それを手放すまいと全庁あげて抵抗することは目に見えている。

ところが答申は、この肝心の部分を正々堂々と審議会での論争を反映した形で作成されていない。日本弁護士連合会が推薦した2委員および1幹事の3名と、検察関係者などその他の委員の、時として正反対の意見は、多数決で少数意見をなかったもののように抹殺し、検察官上訴禁止問題は、そもそも法務大臣からの諮問の項目としてあげられているにもかかわらず、いっさい触れておらず、両論併記さえせず、本来示されるべき見解を明示せず、結果として、新しい記載がないから従来通りの再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを温存し、再審妨害を漫然と存置させようとしている。

また答申は、従来の再審請求のプロセスには存在しなかった「再審の請求についての調査手続」なるものを設け、事実の取調べや証拠の提出をいっさい行うことなく事前審査し、再審の要件を満たしていないとみなした請求については、ただちに棄却することとしている。現行法では裁判所が必要と認めれば、事実の取調べを行う（刑事訴訟法 445 条）としており、現行法からもさらに後退しており、証拠や事実の取調べの機会そのものを与えられず、再審請求が棄却される危険が増大する。

このスクリーニング導入もまた、再審を求める人たちや弁護人の困難を幾倍にもするものである。

法制審再審部会の答申は、どうして、かくも再審を求める冤罪被害者を唯一の救済手段から遠ざけようとするのだろうか。

その理由は、証拠偽造や隠ぺいなどの犯罪にまで手を染め、冤罪の作り手となっている検察自身が、刑事訴訟法の改正を行うという茶番に陥っているからである。

法制審再審部会の拙速な答申案づくりは、この茶番のうえに成り立っている。

他方、重大な冤罪、再審などがつづく現状に危機意識をもった国会議員によって、「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が2024年3月に結成された。同連盟はすでに再審改正法案（刑事訴訟法の一部修正案）を作成し、昨年、6月、臨時国会に法案を提出している。同議連法案は、再審請求審の初めから証拠開示（請求人、弁護人の閲覧権、謄写権を含む）を裁判所が命じることができる、とし、また検察官の不服申し立ては、これを禁じるとしている。もちろんスクリーニングなどは行わない。

同議連法案は、議連の正式名称にあるとおり、冤罪被害者のための再審法改正という目的と方向性をもち、政治党派を超えて、冤罪を憎み、冤罪の被害者として生活も家族も名誉も奪われ、それを取り戻そうと懸命な被害者たちに寄り添う、議員立法の成立に尽力している。そこに法制審とのすべての差異がある。

総選挙を経て、国会内の議席に変動があったとしても、私たちは、あくまで冤罪犠牲者やその家族のそばに立ち続けるものとして、再審法議員連盟の、再審法改正案の国会での再提出を支持し、冤罪犠牲者のおかれている過酷な現実をさらに悪化させ、絶望の淵にふたたび追い込もうとする法制審答申と、そのもとでの再審法「改正」は絶対に容認できない。全力をあげて反対する。